

福井県坂井市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成 17 年の 92,318 人をピークに減少が続いている、「坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、長期的に人口規模の安定を保つために様々な施策を展開しているが、2060 年には 61,027 人（2010 年の 66%）にまで減少し、高齢化率は 37% となる見込みである。また、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）においては、32,200 人（2010 年の 57%）まで減少する見通しで、地域経済の中核を成す中小・小規模事業者の深刻な労働者不足をはじめ、急速な少子高齢化の進展が顕在化している。

本市の事業所事業者数を産業大分類別にみると、卸売業、小売業が最も多く、製造業、建設業、宿泊業、飲食サービス業と続く。就業者（市内に住む労働者）、従業者（市内に勤務する労働者）は、福井県平均に対して第 2 次産業の割合が高くなっているのが特徴であり、経年的には、ともに第 2 次産業の構成比が低下し第 3 次産業が高くなる傾向にある。また、市内の事業者は、従業員規模ベースでは大半が中小企業、さらにその大半が小規模企業が占めており、今後の生産年齢人口の減少などに伴う人手不足による生産力低下なども大きな課題である。

このような中、市内中小企業者の設備投資に対する奨励措置を講じているが、生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援する制度が創設されたことに伴い、国と一体となって市内企業を支援するため本計画を策定する。

(2) 目標

少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応という厳しい事業環境に対し、中小企業の経営基盤の強化について、税制面から強力にサポートを行い、積極的な設備投資を後押しすることで、市内経済の活性化を目指す。本計画の周知により、先端設備等を導入する事業者数について、2 年間で 100 事業者を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取り組みを促すため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、市内における全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

各産業で広く事業者の生産性向上を実現するため、市内における全ての業種及び事業等を対象とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係る業種及び事業を除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 5 年 7 月 2 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

計画期間は原則として 2 年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である 4 月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和 7 年 3 月 31 日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間または 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組みは、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ②設備導入に伴う新規雇用については、労働生産性の評価にあたって不利にならない等、適切な調整を行った上で評価する。
- ③中小企業等の経営強化に関する基本方針及び基本計画に適合することを確認するための書類等を求める際は、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮する。
- ④認定を受けた事業者は、先端設備等導入計画の進捗状況を把握し、自ら自己評価を実施すること。また、導入促進基本計画の効果を測定するため本市が実施する先端設備等導入計画の進捗状況調査について協力を行うこと。
- ⑤以下に掲げる事業は、計画認定の対象としない。
 - ・市税を滞納している者が計画する事業
 - ・市長が計画の認定を不適当と認める事業